

公共事業の事業評価書

(農業農村整備事業補助事業の事前評価)

平成 3 1 年 3 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第4号の規定により、事前評価を義務付けられた総事業費10億円以上の費用を要することが見込まれる農業農村整備事業（補助事業）を対象として実施した。

具体的には、平成31年度に新規地区の採択を予定している次の事業を対象として、事前評価を実施した。

なお、事業主体、採択主体等の詳細については、別添1のとおりである。

事業名	事前評価の公表箇所数
農業競争力強化農地整備事業	54
水利施設等保全高度化事業	21
農地中間管理機構関連農地整備事業	3
農村地域防災減災事業	12
合 計	90

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、農村振興局において、平成30年11月から平成31年3月までの間に実施した。
地区の評価担当部局は、地区別評価結果（別添3）に示すとおりである。

3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。
地区の評価の観点は、地区別評価結果（別添3）及びチェックリスト判定基準表（参考添付）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について」（平成19年3月28日付け（18農振第1596号）農林水産省農村振興局長通知）等に基づき、事業特性に応じた費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。

また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について」（平成14年12月18日付け14農振第1828号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、事業の必要性、技術的可能性、達成目標等の項目について、多段階評価手法を活用し総合的に把握した。

その結果は、地区別評価結果（別添3）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における学識経験を有する者の知見については、評価の程度を明確にしつつ、政策効果を把握できる多段階評価手法の導入等に当たって、有識者の意見を聴取しており、評価手法の透明性・客観性の確保を図っている。

今後も、評価手法の充実を図り、必要に応じて有識者からの知見を得るため、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において意見を聴取する。

なお、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の現在の委員は、別添４のとおり。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別事業概要（別添２）及び地区別評価結果（別添３）である。

また、本評価に関する問合せ先（事業主管課）は、別添５に示すとおりである。

なお、本評価に関する資料については、農林水産省ホームページにおいて公表する。

- ・ 事前評価結果の公表事業及び公表地区数（別添１）
- ・ 地区別事業概要（別添２）
- ・ 地区別評価結果（別添３）
- ・ 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会委員名簿（別添４）
- ・ 問合せ先（別添５）
- ・ 地区別チェックリスト及び費用対効果分析に関する説明資料（参考資料）
- ・ チェックリスト判定基準表（参考添付）

7 政策評価の結果

評価の対象とした地区において、土地改良法等関係法令、事業実施要綱等で定められている新規地区採択の必須条件を満たしているとともに、事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められる。